



2025 年 7 月 22 日

各 位

会社名 東レ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大矢 光雄
(コード番号：3402)
問合せ先 コーポレート広報室長 松村 俊紀
(TEL. 03-3245-5178)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について

当社は、2025 年 7 月 22 日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 8 月 18 日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 304,950 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 973.9 円
(4) 処 分 総 額	296,990,805 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 6 名 88,918 株 当社の取締役を兼務しない執行役員 18 名 151,401 株 当社のフェロー 10 名 28,366 株 当社の理事 13 名 36,265 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出 しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2025 年 6 月 26 日開催の第 144 回定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は年額 3 億円以内、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 1,200,000 株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間から 30 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役の報酬として金銭の払込み又は現物出資財産の払込みを要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）又は対象取締役に対して報酬として金銭債権

を支給し、対象取締役が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）により、対象取締役に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役に対し、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

なお、対象取締役への割当てが無償交付による場合、対象取締役は、当社の普通株式の発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要さないものいたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、対象取締役への割当てが現物出資交付による場合、対象取締役は、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度については、当社の取締役を兼務しない執行役員、フェロー及び理事（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

今回は、ガバナンス委員会の答申を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計296,990,805円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式304,950株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を30年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等47名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の割当てを受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年8月18日～2055年8月17日

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、フェロー及び理事のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

（3）譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、フェロー及び理事のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含みます。）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点に、譲渡制限を解除します。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員、フェロー及び理事の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日と読み替えます。）を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を

12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式数とします。

（4）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得します。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日（ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員、フェロー及び理事の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日と読み替えます。）を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得します。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第145期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である973.9円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上